

《下野市にお住まいの方》

令和8(2026)年農業用免税軽油に係る申請についてのお知らせ

栃木県では、毎年1月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。

今年度も、**下野市役所3階304会議室**で申請を受け付けます。受付日時等は以下のとおりです。
で、交付を希望する方は、御確認ください。

※共同・受委託の方は**栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室**で受け付けます。

1. 受付日、受付時間、対象地区及び受付会場（下野市役所：下野市笹原26番地）

受付日	受付時間・対象地区		受付会場
	午 前 (9:00~11:30)	午 後 (13:00~15:30)	
令和8(2026)年 1月26日(月)	石 橋 全地区	石 橋 全地区	下野市役所 3階304会議室
1月27日(火)	南河内① 地区	南河内② 地区	
1月28日(水)	国分寺 全地区	国分寺 全地区	
2月 4日(水)	共同・受委託	共同・受委託	栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室
2月 5日(木)			

※南河内地区については下記①、②の区割りとなります。

- ①下原・西区・薬師寺一丁目～六丁目・成田・町田上・町田下・谷地賀上・谷地賀下・下文狭・東田中・西田中・地久目喜・仁良川上・仁良川下・祇園町、
②本吉田北・本吉田南・絹板・絹板台・台坪山・的場・上坪山・東根・塚越・磯部・川島・上吉田・鯉沼・三王山・西坪山・祇園・緑

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。

※更新手数料420円は、つり銭のないよう御協力をお願いします。（キャッシュ決済も可）

※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。

※感染症予防に係るマスク着用については、申請者個人の判断に委ねますが、発熱や風邪等の症状がある場合は、来場を見合わせるようお願いいたします。

2. 申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 免税軽油の引取り等に係る報告書（※新規申請以外の方）
（納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。）
- (3) 使用者証更新手数料 420円（キャッシュ決済も可）（※新規申請及び使用者証更新の場合）
- (4) 耕作証明書（※新規申請及び耕作面積が変更になった場合）
使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。

注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

②新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類（契約書・納品書・領収書等）を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

③国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

3. 問い合わせ先

○栃木県税事務所 軽油担当
○下野市農業委員会事務局

Tel0282-23-6882
Tel0285-32-8915（耕作証明書について）